

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

経 営

日銀短観 半年でマイナス急ブレーキ 大企業製造業中心に3ヵ月後も懸念

日銀が発表した短観＝企業短期経済観測調査は、企業経営者の多くを「せっかく大震災から立ち直りかけたのに」との思いを打ち砕くに十分な衝撃で新年へ向けて暗雲が漂う。

記録的な円高が長期化しヨーロッパ各国の欧州債務危機で海外経済が減速していることなどが企業マインドに影響して、大企業の製造業の景気判断は－4ポイントとなり、今年6月の調査以来、半年ぶりにマイナスに落ち込んだ。

景気の現状が「良い」と答えた企業の割合から「悪い」と答えた企業の割合を差し引いた業況判断DIは、代表的な指標である大企業の製造業で、前回9月の調査より6ポイント悪化した。業種別では、自動車は9月以降堅調だが、電気機械や化学といった業種で悪化している。

景気判断が一転して悪化したのには、長引く円高が輸出企業の業績を圧迫していること、世界経済の減速→悪化→下降への懸念、タイの洪水被害で企業の生産や輸出に影響が出ていることなどを要因として挙げている。ただ、大企業の非製造業は3ポイント改善し＋4ポイントとなった。これは被災地の復興需要の押し上げによるものだ。

一方、3ヵ月後の景気の先行きについては、大企業の製造業でマイナス5ポイントとさらに悪化する見通し。原因に欧州不安の長期化を挙げる経営者が多い。2012年は日本経済の岐路ともいわれ、目出度い「昇龍」はほど遠い？

税務会計

更正の請求期間が5年に延長へ！ 増額更正できる期間も5年に延長

確定申告書を提出した後で、所得金額や税額などを実際より多く申告していたことに気付いたときには、「更正の請求」という手続きにより訂正を求めることができる。

この更正の請求ができる期間はこれまで、法定申告期限から原則として1年とされていた。しかし、積み残しとなっていた平成24年度税制改正法案が11月30日に成立したことに伴い、12月2日以後に法定申告期限が到来する国税について、この更正の請求ができる期間が法定申告期限から原則として5年に延長された。

また、贈与税及び移転価格税制に係る法人税についての更正の請求できる期間は6年(改正前：1年)に、法人税の純損失等の金額に係る更正の請求できる期間は9年(同：1年)に、それぞれ延長された。

なお、12月2日より前に法定申告期限が到来する国税については、更正の請求の請求期限は従来どおり法定申告期限から1年となるので留意したい。

一方、この更正の請求期間の延長に併せて、税務署長が増額更正を行うことができる期間について、所得税・消費税など、改正前に3年とされていたものが5年に延長された。偽り・不正の行為により税額を免れるなど脱税の場合に税務署長が行う増額更正の期間は、現行のとおり7年となる。

今週のキーワード

日銀短観

日本銀行の調査統計局が行なうアンケート調査で、民間企業1万社以上を対象に年に4回実施する。対象企業数が多く回答率も高いため精度が高く、海外にも「TANKAN」で知られる。業況判断DIとは「ディフュージョン・インデックス」の頭文字。この数字の変化で企業経営者の景気判断を見る。企業マインドとは「タイの洪水被害がマインド悪化につながった面もある」という風に心理的な側面を指す。

※配信先の変更、配信停止のご希望はお手数ですが Tel.03-3216-2004 または info@knowsi-land.jp までご連絡ください。